

戸籍謄本等の第三者請求について

名古屋法務局管内の市町村ホームページの記載に係る事例一覧

【目次】

1	市町村における戸籍謄本等の第三者請求に関連した情報収集について	2
2	事例一覧について	3
◇	交付請求における委任状の提出等についての案内	4
(1)	第三者請求には委任状が必要であるとの誤解を招く記載がされている例	4
(2)	第三者請求ができることが分かりづらくなっている例	7
(i)	第三者でも戸籍謄本等を交付請求できることの説明が不足している例	7
(ii)	請求ができる「第三者」について十分な説明がされていない例	8
(3)	第三者請求について分かりやすく記載している例	9
◇	交付請求において申請者が明らかにする必要がある事項についての案内	11
(4)	必要に応じて疎明資料の提出が求められることがあることを記載していない例、疎明資料の範囲を限定している例	11
(5)	申請者が明らかにする必要がある事項を分かりやすく記載している例	12
(6)	必要な疎明資料を具体的に記載している例	13



1 市町村における戸籍謄本等の第三者請求に関連した情報収集について

中部管区行政評価局（以下「当局」という。）の行政相談窓口「きくみみ」において、「相続手続を目的とした戸籍謄本の第三者請求を二つの市役所に行った。A市役所では交付してもらえたが、B市役所では当該戸籍の直系親族等からの委任状の提出を求められた。同じように請求したにもかかわらず、なぜ市役所により対応が異なるのか」という相談を受け付けた。

戸籍法上、自己の権利行使又は義務の履行を目的とする場合には、第三者（戸籍に記載されている者以外の者。代理人とは異なる。）であっても戸籍謄本等、除籍謄本等の交付を請求でき、その際に委任状の提出は必要とされていない。

このような相談を端緒に、当局管内（愛知、岐阜、三重、静岡、石川、富山の6県）の「きくみみ」における戸籍謄本等の第三者請求に関連した相談の受付状況を調べた結果、過去3年間（令和2年4月1日から5年7月31日までの期間）に、権利行使等を目的とした第三者請求として請求したにもかかわらず市役所の窓口で円滑に手続ができなかったとする相談が5件あった。

また、「兄弟が私に断りなく私の戸籍謄本を取得していることが分かった。兄弟が私の戸籍謄本を取得しても問題ないのか」という、個人情報や第三者に知られることや正当な請求であることを確認してくれているのかなどについて心配する相談が2件あった。

戸籍法上、第三者が自己の権利行使又は義務の履行を目的とする場合には、権利又は義務が発生する原因となった具体的な事実やその内容の概要等を明らかにして交付請求をしなければならず、また、正当な請求であることを確認するため、本人確認資料のほか、必要に応じて疎明資料の提出が求められることがある。

このような相談があったことを受けて、名古屋法務局管内（当局の管外となる福井地方法務局管内を除く愛知、岐阜、三重、石川、富山の5県）の全市町村（159市町村）が開設するホームページを確認したところ、「交付請求における委任状の提出等についての案内」において、権利行使等の目的であれば第三者であっても委任状なしで戸籍謄本等の交付を請求できることについて説明がされていなかったり、誤った説明がされたりしているケースがみられた。

また、「交付請求において申請者が明らかにする必要がある事項についての案内」では、第三者請求をする者は戸籍法第10条の2第1項各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならないこと、戸籍に記載された者のプライバシー保護などの観点から、本人確認資料のほか必要に応じて疎明資料の提出が求められることがあることの説明がされていない等のケースがみられた。

市町村がホームページにおいて、第三者請求に係る記載を適切に行うことについて、名古屋法務局は、令和4年12月12日付けで「市区町村における戸籍謄本等の請求に係る説明について」

(以下「事務連絡」という。)を发出し、「市町村のホームページにおける戸籍謄本等の第三者請求に関する記載が適切でない場合は、これを適切な記載に改めること」を求め、「記載を改めるに当たっては、別紙の記載(法務省ホームページ掲載の「戸籍のABC」)を参考にすること」とする助言を行っている。

(注)事務連絡は、令和4年10月6日付けで総務省九州管区行政評価局長から福岡法務局長に対して行われたあっせん(管轄する法務局又は地方法務局において、市区町村長に対し、戸籍法第10条の2第1項の規定に基づく戸籍謄本等の第三者請求に関する説明について、ホームページ上の記載を適切に行うとともに窓口での説明にも留意するよう助言すること)を踏まえたものである。

令和6年4月1日からこれまで任意とされていた相続登記の申請が義務化されることに伴い、これまで以上に戸籍を確認する必要性が高くなることが考えられる。また、名古屋法務局で上記事務連絡による取組を行っているところでもあることから、当局では、当該取組に資するよう情報収集した結果を「名古屋法務局管内の市町村ホームページの記載に係る事例一覧」(以下「事例一覧」という。)として整理し、同局に提供することとした。

2 事例一覧について

上記のとおり、名古屋法務局管内の159市町村のホームページにおいて令和5年7月1日から同年11月30日までの期間に掲載されていた内容を、主に事務連絡に照らして確認した。

その結果、適切でないと考えられる事例について、いくつかの類型に分けることができた。この事例一覧では、類型ごとに典型的な記載を原文どおりに1事例から数事例程度を挙げるとともに、当該類型に該当する市町村数を注書きした。一方で、事務連絡で示された法務省ホームページ掲載の「戸籍のABC」などを参考にした記載をしている例などについても市町村数を注書きした。

具体的な事例は後記のとおりである。

また、上記159市町村のうち、戸籍謄本等の交付件数が多いと考えられる8市町村(うち愛知県内は4市町)の戸籍事務担当者に対面でヒアリングを実施したところ、事務連絡を承知していたのは1市町村のみであった。

当該ヒアリングにおいて、適切でないと考えられるホームページ上の案内について聴取したところ、「確かに『第三者』と『代理人』を混同したような記載となっている」、「いつ、どのような経緯で、このような記載がホームページに掲載されたのか不明」、「記載の出典については、担当者が代わっており分からない」とする回答が多く、ほとんどのケースでこのような記載となっている原因を確認することができなかった。

◇ 交付請求における委任状の提出等についての案内

(1) 第三者請求には委任状が必要であるとの誤解を招く記載がされている例

○ <制度概要> 権利行使等を目的とした戸籍謄本等の第三者請求の際に、委任状の提出は必要とされていない^{1・2}

- ・ 戸籍法第10条の2第1項

→ 権利行使等を目的とした第三者請求において、第三者本人が請求する場合は、委任状の提出は必要とされていない。

- ・ 令和4年10月6日に九州管区行政評価局長が福岡法務局長に対しあっせん（※）

「権利行使等を目的とした戸籍謄本等の第三者請求の場合には、第三者であっても戸籍謄本等及び除籍謄本等の交付を請求でき、その際に委任状の提出は必要とされていないことについて改めて説明し、適正な戸籍事務の処理を求める（後略）。」

（※）九州管区行政評価局は、権利行使等を目的として、親族等の戸籍謄本を請求した際、市から第三者には交付できないとの説明を受けたとの行政相談を受けた。同局では、民間の有識者を構成員とする行政苦情救済推進会議に諮り、その結果を踏まえ、福岡法務局に改善を行うようあっせんした。



¹ 戸籍法第10条第1項 戸籍に記載されている者（その戸籍から除かれた者（その者に係る全部の記載が市町村長の過誤によってされたものであって、当該記載が第二十四条第二項の規定によって訂正された場合におけるその者を除く。）を含む。）又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、その戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（以下「戸籍謄本等」という。）の交付の請求をすることができる。

² 戸籍法第10条の2第1項 前条第一項に規定する者以外の者は、次の各号に掲げる場合に限り、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、それぞれ当該各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならない。

- 一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合 権利又は義務の発生原因及び内容並びに当該権利を行使し、又は当該義務を履行するために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由
- 二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合 戸籍謄本等を提出すべき国又は地方公共団体の機関及び当該機関への提出を必要とする理由
- 三 前二号に掲げる場合のほか、戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合 戸籍の記載事項の利用の目的及び方法並びにその利用を必要とする事由

⇒ 「第三者」という文言を用い（第三者請求又は代理人請求のいずれに関する事か区別せず）、委任状が必要と記載している例

1	第三者の請求の場合は委任状が必要です。
---	---------------------

（注）少なくとも 12 市町村で同様の記載

⇒ 本人等以外について、第三者又は代理人かを区別せず、委任状が必要と記載している例

2	本人・配偶者・直系尊属・直系卑属以外の方の戸籍証明を請求される場合は委任状が必要です。
	本人以外の方が請求する場合は委任の旨を証する書面が必要です。
	委任状は、同一戸籍、同一世帯以外の方からの請求の場合必要になります。

（注）少なくとも 55 市町村で同様の記載

⇒ 窓口に来た者（現に請求の任に当たっている者）について、第三者又は代理人かを区別せず、「請求者の委任状」が必要と記載している例

3	窓口に来られた方が、直系親族以外の方の場合は、請求者の委任状が必要です。
---	--------------------------------------

（注）少なくとも 7 市町村で同様の記載

⇒ 第三者請求又は代理人請求のいずれに関する事か区別しておらず、また「本人の委任状」が必要としている例

4	申請に必要なもの 本人またはその配偶者、直系血族の方以外が請求する場合には本人の委任状（本人が押印し委任していること）
---	--

（注）少なくとも 10 市町村で同様の記載

⇒ 「正当な理由」「疎明資料」のほか、委任状まで必要と解されるような記載としている例

5	戸籍・除籍は本人、配偶者、直系親族以外の方からの申請は委任状と使用目的（正当な理由）が必要です。
	戸籍証明等は、本人、配偶者及び直系親族ではない方が申請する場合には、委任状や正当な理由が必要ですので下記にご記入ください。

（注）少なくとも 12 市町村で同様の記載

⇒ 第三者請求又は代理人請求のいずれに関するかどうか区別せず、委任状が原則必要と記載している
(第三者請求には委任状は不要と記載していない) 例

6	直系親族と配偶者以外の方が請求する場合は原則委任状が必要です。
---	---------------------------------

(注) 少なくとも 21 市町村で同様の記載

⇒ 第三者請求又は代理人請求のいずれに関するかどうか区別せず、委任状等が必要と記載している例

7	本人・同一戸籍・直系親族以外の方は委任状等が必要です。
---	-----------------------------

(注) 少なくとも 19 市町村で同様の記載

⇒ 第三者請求又は代理人請求のいずれに関するかどうか区別せず、かつ委任状が必要となる場合について具体的に記載していない例

8	本人、その配偶者及び直系以外の親族または代理人が戸籍証明や身分証明書等の証明書を申請する場合は、委任状が必要となる場合があります。
---	---

(注) 少なくとも 37 市町村で同様の記載

⇒ 「正当な理由」「疎明資料」又は委任状が必要と記載している例

9	本人・配偶者・直系親族以外の方が申請される場合は、使用目的及び提出先を詳しくご記入いただくとともに委任状または疎明資料が必要です。(ただし、使用目的の理由によっては、交付できない場合もあります)
---	---

(注) 少なくとも 18 市町村で同様の記載

⇒ ホームページ本文では第三者請求(請求ができる者、委任状の提出不要)に関して適切に案内されているものの、添付されている PDF の交付申請書様式において「(第三者請求についても) 委任状が必要」と記載している例

10	<戸籍謄抄本等交付申請書> 本人又は配偶者及び直系のご親族以外のものを申請する場合は、委任状が必要です。
----	---

(注) 少なくとも 3 市町村で同様の記載



(2) 第三者請求ができることが分かりづらくなっている例

○ <制度概要>権利行使等を目的とした戸籍謄本等の第三者請求の場合には、第三者であっても戸籍謄本等及び除籍謄本等の交付を請求できる

- ・ 戸籍法第 10 条第 1 項及び第 10 条の 2 第 1 項第 1 号から第 3 号
- ・ 市区町村における戸籍謄本等の請求に係る説明について（令和 4 年 12 月 12 日付け名古屋法務局民事行政部戸籍課長事務連絡）

1 請求することができる方

- (A) 戸籍に記載されている本人、又はその配偶者（夫又は妻）、その直系尊属（父母、祖父母等）若しくは直系卑属（子、孫等）
- (B) 自己の権利の行使又は義務の履行のために必要な方
- (C) 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある方
- (D) その他戸籍に記載された事項を利用する正当な理由がある方

（注）上記令和 4 年 12 月 12 日付け事務連絡から、該当箇所を抜粋した。

→ 名古屋法務局が管内市区町村に対し、九州管区行政評価局長から福岡法務局長に対する令和 4 年 10 月 6 日のあっせん（※）の趣旨を踏まえ、戸籍謄本等の第三者請求に関する説明について適切に行うよう周知。「市区町村のホームページにおける戸籍謄本等の第三者請求に関する記載が適切でない場合は、これを適切な記載に改めること。なお、記載を改めるに当たっては、別紙の記載（法務省ホームページ掲載の「戸籍の ABC」）を参考にすること。」

（※）「権利行使等を目的とした戸籍謄本等の第三者請求の場合には、第三者であっても戸籍謄本等及び除籍謄本等の交付を請求でき、（中略）市町村が開設するホームページ及び窓口におけるこれらに関する説明等を適切に行うよう、改めて助言すること。」「戸籍法第 10 条の 2 第 1 項の各号（第 1～3 号）の具体例等は、（中略）ホームページへの掲載を検討すること。」

(i) 第三者でも戸籍謄本等を交付請求できることの説明が不足している例

⇒ （本人等請求や代理人請求に係る記載はあるが）第三者請求に係る記載がない例

1	戸籍に記載されている者、またはその配偶者、直系卑属（子・孫）、直系尊属（父母・祖父母）が請求できます。代理人が請求する場合は、本人、配偶者、直系親族からの委任状が必要です。
---	--

（注）少なくとも 7 市町村で同様の記載

⇒ 「その他」について、第三者請求又は代理人請求のいずれに関する事か区別せず、「第三者」の文言の記載もない例

2	申請者との関係 1. 本人・配偶者・子・父母・孫・祖父母 2. その他 ※原則委任状が必要です
---	---

（注）少なくとも 34 市町村で同様の記載

(ii) 請求ができる「第三者」について十分な説明がされていない例

⇒ 「第三者」との記載にとどめている例

1	第三者による申請の場合は、個別にご相談ください。
---	--------------------------

(注) 少なくとも 24 市町村で同様の記載

⇒ 第三者について、「利害関係（人）」と記載している例

2	第三者請求（利害関係のある方の請求）は利害関係が分かる契約書等を添付してください（委任状は不要です）。
---	---

(注) 少なくとも 4 市町村で同様の記載

⇒ 第三者について、「正当な理由がある方」と記載している例

3	<申請できる方> ・本人 ・配偶者 ・直系尊属、卑属の方（父母、祖父母、子、孫等。兄弟は含まれません） ・正当な事由のある方
---	--

(注) 少なくとも 6 市町村で同様の記載

⇒ 第三者請求について、法人に限定した説明をしている例

4	法人（会社等）からの申請の場合で、債権者などが自己の権利行使のために、第三者の戸籍謄抄本・戸籍の附票の交付を申請するときは、契約書などの請求理由を裏付ける資料が必要が必要です。
---	--

(注) 少なくとも 5 市町村で同様の記載

(3) 第三者請求について分かりやすく記載している例

⇒ 法務省ホームページ「戸籍のABC」に書かれた内容を参考に記載している例

7	<p><申請できる方></p> <p>(A) 戸籍に記載されている本人、又はその配偶者（夫又は妻）、その直系尊属（父母、祖父母等）若しくは直系卑属（子、孫等）</p> <p>(B) 自己の権利の行使または義務の履行のために必要な方 （例えば、亡くなった兄弟姉妹の相続人となった方が、兄弟姉妹の戸籍謄本を請求する場合等）</p> <p>【請求書上、明らかにする必要がある事項】</p> <p>① 権利又は義務が発生する原因となった具体的な事実</p> <p>② 権利又は義務の内容の概要</p> <p>③ 権利行使又は義務履行と戸籍の記載事項の利用との具体的な関係</p> <p>(C) 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある方 （例えば、乙の兄の甲が、死亡した乙の遺産についての遺産分割調停の申立てを家庭裁判所にする際の添付資料として、乙が記載されている戸籍謄本を家庭裁判所に提出する必要がある場合等）</p> <p>【請求書上、明らかにする必要がある事項】</p> <p>① 提出先となる国又は地方公共団体の機関の名称</p> <p>② ①で記載した機関への戸籍謄本等の提出を必要とする具体的な理由</p> <p>(D) その他戸籍に記載された事項を利用する正当な理由がある方 （例えば、成年後見人であった者が、死亡した成年被後見人の遺品を相続人である遺族に渡すため、成年被後見人の戸籍謄本を請求する場合等）</p> <p>【請求書上、明らかにする必要がある事項】</p> <p>① 戸籍の記載事項を利用する具体的な目的</p> <p>② 戸籍の記載事項を利用する具体的な方法</p> <p>③ 戸籍の記載事項を利用する必要があることの具体的な事由</p> <p><必要なもの></p> <p>(1) 上記 (A) の方が請求する場合</p> <p>① 窓口にお見えになる方の本人確認書類（運転免許証やパスポートなど。） （中略）</p> <p>④ (A) の方の代理人からの請求の場合は、(A) の方が作成した委任状</p> <p>(2) 上記 (B) ～ (D) の方が請求する場合</p> <p>① 窓口にお見えになる方の本人確認書類（運転免許証やパスポートなど。） （中略）</p> <p>④ (B)～(D)の方の代理人からの請求の場合は、(B)～(D)の方が作成した委任状</p> <p>※ 交付請求書の記載から請求の理由が明らかでない場合には、必要な説明を求めたり、追加の資料を求めることがあります。</p>
---	---

(注) 5 市町村において同様の記載

⇒ 法務省ホームページ「戸籍の ABC」へのリンクを貼っている例

2	<p><請求できる方></p> <ul style="list-style-type: none">・ 戸籍に記載されている方 ・ 夫や妻（配偶者） ・ 父母や祖父母（直系尊属）・ 子や孫（直系卑属） ・ 正当な事由のある方 <p>詳しくは、法務省ホームページ（外部リンク）をご覧ください。</p>
---	--

(注) 3 市町村において同様の記載



◇ 交付請求において申請者が明らかにする必要がある事項についての案内

(4) 必要に応じて疎明資料の提出が求められることがあることを記載していない例、疎明資料の範囲を限定している例

- <制度概要> 戸籍謄本等の請求に当たっては、戸籍に記載された者のプライバシーの保護等の観点から、本人確認資料のほか、必要に応じて疎明資料の提出が求められることがある

- ・ 戸籍法第10条の4

市町村長は、第十条の二第一項から第五項までの請求がされた場合において、これらの規定により請求者が明らかにしなければならない事項が明らかにされていないと認めるときは、当該請求者に対し、必要な説明を求めることができる。

- ・ 市区町村における戸籍謄本等の請求に係る説明について（令和4年12月12日付け名古屋法務局民事行政部戸籍課長事務連絡）

※ 交付請求書の記載から請求の理由が明らかでない場合には、必要な説明を求めたり、追加の資料を求めることがあります。

（注）上記令和4年12月12日付け事務連絡から、該当箇所を抜粋した。

→ 名古屋法務局が管内市区町村に対し、九州管区行政評価局長から福岡法務局長に対する同年10月6日のあっせんの趣旨を踏まえ、戸籍謄本等の第三者請求に関する説明について適切に行うよう周知。「戸籍謄本等の請求に当たっては、戸籍に記載された者のプライバシーの保護等の観点から、本人確認資料のほか、必要に応じて疎明資料の提出が求められることがあることについても周知すること。」

⇒ 請求理由については必要と記載しているものの、疎明資料の提出を求めることがあることを記載していない例

1	他人の戸籍を申請する場合には、請求理由を具体的に示していただきます。
---	------------------------------------

（注）少なくとも8市町村で同様の記載

⇒ （「必要な方」及び「申請者」に係る定義がされておらず）必要な資料について、必要な方と申請者との関係が確認できる戸籍や除籍のコピー等に限定されるかのように解される記載としている例

2	場合によっては、必要な方と申請者との関係が確認できる書類（戸籍や除籍のコピー等）が必要です。
---	--

（注）少なくとも10市町村で同様の記載

⇒ 本人等請求、代理人請求及び第三者請求によって「請求に必要なもの」が異なることが示されているものの、その説明が記載されておらず、窓口への問合せを求めるなどしている例

3	請求される方やその理由によって必要な資料等が異なります。詳しくは市民課までお問合せください。
---	--

(注) 少なくとも3市町村で同様の記載

(5) 申請者が明らかにする必要がある事項を分かりやすく記載している例

○ <制度概要> 権利行使等を目的とした第三者請求をする者は、それぞれ戸籍法第10条の2第1項各号に定める事項を明らかにしなければならない

・ 戸籍法第10条の2第1項第1号から第3号

- 一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合 権利又は義務の発生原因及び内容並びに当該権利を行使し、又は当該義務を履行するために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由
- 二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合 戸籍謄本等を提出すべき国又は地方公共団体の機関及び当該機関への提出を必要とする理由
- 三 前二号に掲げる場合のほか、戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合 戸籍の記載事項の利用の目的及び方法並びにその利用を必要とする事由

・ 市区町村における戸籍謄本等の請求に係る説明について（令和4年12月12日付け名古屋法務局民事行政部戸籍課長事務連絡）「別紙」

1 請求することができる方

(B) 自己の権利の行使又は義務の履行のために必要な方

【請求書上、明らかにする必要がある事項】

- ① 権利又は義務が発生する原因となった具体的な事実
- ② 権利又は義務の内容の概要
- ③ 権利行使又は義務履行と戸籍の記載事項の利用との具体的な関係

(C) 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある方

【請求書上、明らかにする必要がある事項】

- ① 提出先となる国又は地方公共団体の機関の名称
- ② ①で記載した機関への戸籍謄本等の提出を必要とする具体的な理由

(D) その他戸籍に記載された事項を利用する正当な理由がある方

【請求書上、明らかにする必要がある事項】

- ① 戸籍の記載事項を利用する具体的な目的
- ② 戸籍の記載事項を利用する具体的な方法
- ③ 戸籍の記載事項を利用する必要があることの具体的な事由

(注) 1 上記令和4年12月12日付け事務連絡から、該当箇所を抜粋した。

2 (A)は本人等請求に係る内容であるため省略した。

3 当該「別紙」は、法務省ホームページ掲載の「戸籍のABC」を基に作成されたものである。(再掲)

⇒ 交付請求において申請者が明らかにする必要がある事項について、分かりやすく記載している例

	請求できる場合	
	自己の権利を行使し、または自己の義務を履行するために証明を必要とする場合	権利または義務の発生原因とその内容、証明を必要とする理由（疎明資料）をお示ください。
	国または地方公共団体の機関に提出する必要がある場合	提出すべき国または地方公共団体の機関、証明を必要とする理由（疎明資料）をお示ください。
	上記以外に戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合	利用の目的および方法、その利用を必要とする理由（疎明資料）をお示ください。

(注) 15 市町村において同様の記載



(6) 必要な疎明資料を具体的に記載している例

	<p>【第三者（法人等）による戸籍証明書の請求】</p> <p>請求に必要なもの</p> <p>ア 申請書 戸籍等交付請求書</p> <p>イ 請求事由についての疎明資料</p> <p>例) 債務者死亡による相続人特定のため → 契約書の写し、死亡記載のある住民票の除票等</p> <p>※ 請求事由、疎明資料によっては、交付できない場合があります。</p>
	<p><第三者請求の場合に必要なもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請求に来庁される方の本人確認書類 ・ 請求する理由について、説明ができる資料 <p>(例：兄弟姉妹の戸籍を請求する場合は、自身との関係性の分かる戸籍等)</p> <p>※ 請求理由等が不明瞭な場合は、追加で資料の提出を求める場合があります。</p>

(注) 4 市町村において同様の記載